書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第４号

新潟市中央区上所一丁目１番２４号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内

清算株式会社　とやの第二株式会社

代表清算人　太　田　　竜

１　決定年月日　令和８年６月１６日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

新潟地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００５号

福岡市城南区別府一丁目１９番４０－１１０２号第３３プリンスマンション城南

清算株式会社　Ｇ企画株式会社

１　決定年月日　令和８年６月１７日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３０１１号

大阪市中央区南船場１丁目16番10号

清算株式会社　株式会社クローバー

代表清算人　高林　更次

１　決定年月日　令和８年６月17日

２　主文　本件協定を認可する。

協定

１　本協定における協定債権とは、清算株式会社に対する債権のうち、特別清算開始決定日より前の原因に基づいて発生した債権（同決定日の前日までに生じた利息及び遅延損害金を含む）であって、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。また、協定債権を有するものを協定債権者という。